

当初

工事執行機関 相双農林事務所

入 札（ 見 積 ） 執 行 調 書
入 札（ 契 約 ） 結 果 書

年災		事項		契約	令和7年9月29日
工事番号	25-36260-0107	工 事 名	復興基盤総合整備 中山間 0 7 0 1 工事	着工	令和7年9月29日
入札執行年月日	令和7年9月3日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和10年3月31日
審 議 番 号	公所	本庁	000000		
路線・河川名	檜葉	予定価格	450,953,800		
工事箇所 自	双葉郡檜葉町大字上小埜地内外	最低制限価格			
至		調査基準価格	402,698,450		
工 事 概 要	区画整理工 A=37.6ha	(予定価格に占める 法定福利費概算額)	23,463,358		

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
100021248 (株) 橋本組			
	(1) 366,880,000	(2)	無効
	(3)	(4)	
700801013 加藤・開東特定建設工事共同企業体	双葉郡檜葉町大字井出字八石 8 3		
	(1) 369,900,000	(2)	406,890,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

(入札執行権者 福島県相双地方振興局長)
(立会人職氏名)

工 事 番 号	25－36260－0107	年 月 日	公 告	R7.7.14	落札者決定	R7.9.10	条件設定	地方審査委員会	R7.6.25	資格確認	地方審査委員会	-
工 事 名	復興基盤総合整備 中山間0701工事	開 札		R7.9.3				本庁審査委員会	-		本庁審査委員会	-

No.	入 札 参 加 者	入 札 参 加 資 格 の 確 認 結 果										落札候補者の順位	入 札 結 果	備 考
	商号、名称又は特定建設工事共同企業体名	① 工事等請負有資格業者名簿に登録されている	② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない	③ 入札参加資格停止期間中ではない	④ 会社更生手続又は民事再生手続中でない	⑤ 有効な経営事項審査を受けている	⑥ 格付要件 (有資格者名簿の 一般土木工事) A	⑦ 地域要件 県内						
1	加藤・開東JV	○	○	○	○	○	○	○				1	369,900,000	落札者

総合評価方式評価結果

工事執行権者 相双農林事務所長

※技術提案の採否は、採の場合には「○」、否の場合には「×」と表記すること。
※技術提案の採否が否の場合には、「加算点 (b)」の欄には／(斜線)を記入すること。
※契約締結後の公表時には予定価格を記入して公表すること。
※「技術者確保点数」と「技能士」、「資格保有年数」と「継続教育」、「災害出動実績」と「災害協定締結」は、重複して加算しないこと。先に記載の項目の得点がない場合、後の項目が評価対象となる。
※選択項目については、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から2項目、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択すること。
※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者とし、※落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。
※無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点合計((a)+(b))欄に「無効」と記載する。
※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。

総合評価方式入札結果

工事種別 一般土木工事								工事執行権者 相双農林事務所長		
工事番号	25362600107	工事名	復興基盤総合整備 中山間0701工事		予定価格(円)	450,953,800	工 期	915日間	開札予定日	令和7年9月3日
路線河川名	檜葉地区	工事箇所	双葉郡檜葉町大字上小塙地内外	工事の概要	区画整理工 A=37.6ha				技術審査日	令和7年9月3日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
令和6年度第8回福島県総合評価委員会議			令和 年 月 日			令和 年 月 日
			令和 年 月 日			令和 年 月 日

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 +加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A/C) × 10,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
加藤・開東JV	双葉郡檜葉町	100	20.25	120.25	369,900,000	369,900,000	3.2508	1	－	落札者
橋本・ユタカ・福田JV	双葉郡檜葉町	100	無効	無効						入札が無効(特定建設工事共同企業体協定書に誤り有のため)
入札参加者2者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分らない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。

※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。

※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「－」を記載すること。

※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者としてします。

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則(昭和 39 年福島県規則第 17 号)第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

福島県相双地方振興局長 高橋 和司

1 入札に付する事項

区分		☒ 新規 ☐ 再度公告 ☐ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)
		☐ 前回公告 なし
工事番号	25-36260-0107	
工事名	復興基盤総合整備 中山間 0701 工事	
工事箇所	双葉郡檜葉町大字上小埦地内外	
工事概要	区画整理工 A=37.6ha	
完成期限	工期 915 日間	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当	・ 該当の場合、令和 7 年 4 月 1 日以降に起工した工事である。 ・ 該当なしの場合、令和 7 年 3 月 31 日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	・ 施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	特別簡易型	・ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・ 落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
	低入札価格調査	該当 ・ 施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・ 調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
	施工体制事前提出方式	該当なし ・ 福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・ 施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要 電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
専任特例 2 号の監理技術者の配置	該当なし	建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例 2 号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。

※復興 J V 該当ありの場合

再資源化等		該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興 J V 以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
	復興 J V	該当	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第 3 項で規定する別に定めるものについて(平成 23 年 12 月 28 日付け 23 財第 1971 号通知(令和 2 年 1 月 6 日一部改正))における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
資本関係又は人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	
地域要件	県内	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。 ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接 3 管内とは、相双建設事務所管内、県北建設事務所管内、県中建設事務所管内(田村市内又は田村郡内に限る。)、又はいわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、相双建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験 必要なし		・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満)になる場合又は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(J V の場合は、出資割合が 20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績が

※復興 J V 該当ありの場合

必要なし	あること。
企業の工事規模実績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績 (J V の場合は、出資割合に相当する額とする。) があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
J R 近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者 (在来線) 資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数		2 者又は 3 者であること。																			
構成員の組み合わせ		・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・代表構成員の資格要件を満たす者 1 者及びその他の構成員の資格要件を満たす者 1 者又は 2 者の組み合わせであること。																			
結成方法		自主結成であること。																			
各構成員の出資割合		・ 2 者の場合は、各者 30 % 以上であること。 ・ 3 者の場合は、各者 20 % 以上であること。																			
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験 必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。(ただし、請負金額が 4, 500 万円未満(建築一式工事の場合は 9, 000 万円未満)になる場合又は建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(J V の場合は、出資割合が 20 % 以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。																			
	代表構成員の資格要件	<table border="1"> <tr> <td>発注種別</td><td>一般土木工事</td><td rowspan="2">開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。</td></tr> <tr> <td>格付等級</td><td>A</td></tr> <tr> <td>許可業種</td><td>土木工事業</td><td>建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。</td></tr> <tr> <td>地域要件</td><td>県内</td><td>県内とは、福島県内に本店を有する者であること。</td></tr> <tr> <td>企業の工事实績 必要なし</td><td></td><td>元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。</td></tr> <tr> <td>企業の工事規模実績 必要なし</td><td></td><td>元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J V の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。</td></tr> <tr> <td>J R 近接工事 該当なし</td><td></td><td>該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。</td></tr> </table>	発注種別	一般土木工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。	格付等級	A	許可業種	土木工事業	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。	地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。	企業の工事实績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。	企業の工事規模実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J V の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。	J R 近接工事 該当なし	
発注種別	一般土木工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。																			
格付等級	A																				
許可業種	土木工事業	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。																			
地域要件	県内	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。																			
企業の工事实績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。																			
企業の工事規模実績 必要なし		元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J V の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。																			
J R 近接工事 該当なし		該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。																			

※復興 J V 該当ありの場合

	出資割合	構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。
その他の構成員の資格要件	発注種別 格付等級	一般土木工事 A 又は B
	許可業種	土木工事業
	地域要件	全国
	企業の工事实績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
	企業の工事規模実績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（J V の場合は、出資割合に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
	J R 近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。）

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項 目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の閲覧等	令和 7 年 7 月 1 4 日（月）～ 令和 7 年 9 月 2 日（火）	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和 7 年 7 月 1 4 日（月）～ 令和 7 年 7 月 2 2 日（火）	南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地 福島県相双農林事務所総務部総務課 電話番号 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 7 5 電子メール soumu.af06@pref.fukushima.lg.jp <u>※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下 4 桁（会社名）」として提出すること。</u> <u>※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。</u>
質問の回答予定	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）	福島県相双地方振興局出納室ホームページ <u>※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。</u>

※復興JV該当ありの場合

項 目	期間又は期日	場 所 等
入札参加受付	令和7年8月4日(月)～ 令和7年8月5日(火)	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	【電子入札対象工事の場合】 令和7年9月1日(月) 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年9月2日(火) 午前9時00分～ 午後3時00分	【電子入札対象工事の場合】 電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 <u>※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。</u>
開札	令和7年9月3日(水) 午後1時30分	左記開札後、開札結果を以下の場所で終日公開する。 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎1階出納室前廊下
落札者の決定予定日	令和7年9月10日(水)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 試行工事に関する事項

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(農林技術課HP:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/nr-gijutsu-kijun-kaitei.html>参照)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(農林技術課HP:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/50434.pdf>参照)該当工事である。

8 その他

- (1) 本工事は、『福島県農林水産部発注工事における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。(実施要領は、農林技術課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は(受注者希望型)発注者指定型)である。

- (2) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県相双地方振興局出納室

電話番号 0244-26-1302

電子メール souso.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

〈参 考〉 提出する書類一覧表(郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	電子入札の場合	
	入札参加受付時 (注1)(注2)(注3)(注4)	入札書等提出時
技術提案書	○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○(注2)
見積内訳総括表(低入札 価格調査事務処理要領様 式第6号)		○
工事費内訳書(福島県施 工体制事前提出方式試行 要領様式1号) ※郵便入札の場合は同様 式及び同様式を記録した CD-R(追記型コンパク トディスク)		—
下請工種内訳書(福島県 施工体制事前提出方式試 行要領様式2号)		—

※ 電子入札における留意点

(注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問いません。)を資料として添付してください。

(注2) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

(注3) 総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1～その2)及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。

(注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

※ 有資格者コードは、福島県のホームページの福島県建設工事等請負有資格業者名簿のページ(福島県ホームページ:組織でさがす > 入札監理課 > 工事等入札参加資格の申請 > 名簿 又は 「福島県 入札 名簿」で検索)に掲載している開札日が属する年度の工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。